

解雇、解雇ヲ發表シタル上ハ愈々運輸手制ハ真剣ニ運動シ開始
 運輸手ニモト熟メラシクニ目下ノ所具件の方針決定シ始
 業團本部ニ通知スルト共ニ幹部ニ如宛交代ニテ本部
 ニ應接シツリ
 右及申(通)報候也

勞

勞務第八五七號

大正十四年七月十二日

警視總監 太田 政 弘

14.4.15
第981号

内務大臣 若槻 禮次郎 殿
 東京 警備 司令 官 殿
 社會局長 官長 岡 隆一郎 殿
 京都 大阪 神奈川 愛知 兵庫
 千葉 埼玉 群馬 福島 山梨
 福岡 各府 縣 知 事 殿
 東京 地方 裁判 所 檢 事 正 殿